

## 新型コロナウイルス感染症への感染者が発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染症に感染した利用者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、管理者及び医師を中心とし以下の取り組みを実施します。

### (情報共有・報告等の実施)

入所者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、速やかに管理者への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、許可権者への報告を行います。また、当該入所者の家族等に報告を行います。

### (消毒・清掃等の実施)

新型コロナウイルス感染者の居室及び当該入所者が利用した共有スペースについては「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(改訂 2020 年 4 月 27 日)」(国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター)の「4 環境整備」も参考に、消毒・清掃を実施します。具体的には、手袋等を着用し、消毒用エタノールで清拭、または適切な濃度の次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し乾燥させます。また保健所の指示がある場合はその指示に従います。

### (積極的疫学調査への協力等)

感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる入所者等の特定に協力します。その際、可能な限り入所者のケア記録や面会者の情報の提供を行うこととします。疑い症状や濃厚接触者の調査等については、保健所の指示に従います。

### (職員の応援体制)

濃厚接触者の調査の結果により職員の不足が生じる場合には、法人内の介護サービス事業所等からの応援を含め、速やかに職員の確保等の対応を検討します。